

師崎港観光センター周辺整備運営事業 要求水準書 新旧対照表（令和5年3月●日）

頁	大項目	中項目	小項目	旧	新								
25	第5	2	(3)	本業務に必要となる電話障害調査を適切に実施すること。	本業務に必要となる電波障害調査を適切に実施すること。								
29	第6	3	(3)	① 既存施設解体については、「建設業務に係る要求水準」のうち該当する事項を準用すること。	【削除】								
29 30	第6	3	(3)	②～⑦	【①の削除に伴い1つずつ番号繰り上げ】								
36	第8	1	(4)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目・内容</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開業スケジュール (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)</td> <td>供用開始日の14か月前 (インターネットホームページ開設の7か月前)</td> </tr> </tbody> </table>	項目・内容	提出期限	開業スケジュール (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)	供用開始日の14か月前 (インターネットホームページ開設の7か月前)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目・内容</th> <th>提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開業準備業務計画書 (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)</td> <td>開業準備業務の開始日の30日前</td> </tr> </tbody> </table>	項目・内容	提出期限	開業準備業務計画書 (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)	開業準備業務の開始日の30日前
項目・内容	提出期限												
開業スケジュール (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)	供用開始日の14か月前 (インターネットホームページ開設の7か月前)												
項目・内容	提出期限												
開業準備業務計画書 (実施体制・実施内容・実施スケジュール等)	開業準備業務の開始日の30日前												
-	第8	1	(6)	<p>-(6) 保険</p> <p>事業者は、開業準備期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。詳細は「事業契約書(案)」を参照すること。なお、開業準備期間中の火災保険の付保について、町は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があり、これを採用する場合には、事業者の付保義務を免除することができる。</p> <p>① 第三者賠償責任保険</p> <p>② 火災保険</p>	【削除】								

頁	大項目	中項目	小項目	旧	新
38	第9	1	(8)	① 要求水準書に規定する内容、及び町が実施するモニタリングとの連携に配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案し、町に承認を受けること。	① <u>事業者は、供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について町と協議し、「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、町の承諾を得ること。</u> <u>ア モニタリング時期</u> <u>イ モニタリング項目</u> <u>ウ モニタリング方法</u> <u>エ モニタリング様式</u>
39	第9	1	(9)	④ 事業者は、事業終了の6か月前から維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明するとともに、事業期間中に管理・更新した各種台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、維持管理・運営業務の引継ぎに必要な「引継マニュアル」を事業終了の3か月までに作成し、町に提出すること。	④ 事業者は、事業終了の6か月前から維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明するとともに、事業期間中に管理・更新した各種台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、維持管理・運営業務の引継ぎに必要な「引継マニュアル」を事業終了の3か月 <u>前</u> までに作成し、町に提出すること。
53	第10	1	(9)	① 要求水準書の規定する内容、及び町が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案し、町に承諾を受けること。	① <u>事業者は、供用開始日の60日前までに、以下の項目の詳細について町と協議し、「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、町の承諾を得ること。</u> <u>ア モニタリング時期</u> <u>イ モニタリング項目</u> <u>ウ モニタリング方法</u> <u>エ モニタリング様式</u>
54	第10	1	(14)	② 業務計画書は要求水準書及び業務水準書とともに、第 <u>9</u> . 1. (8)「モニタリングの実施」の内容を含めたものとする こと。	② 業務計画書は要求水準書及び業務水準書とともに、第 <u>10</u> . 1. (<u>9</u>)「モニタリングの実施」の内容を含めたものとする こと。